



今月のテーマ 中小企業向け賃上げ促進税制の改正

昨年2023年12月14日に令和6年度税制改正大綱が公表されました。今回の税制改正は小粒といった印象があります。その中で今月は中小企業に対する賃上げ促進税制(旧所得拡大税制)の改正に注目してご紹介いたします。なお、下記の内容は執筆時において法案成立前である点をご了承ください。

1. 改正前の内容

(1) 制度の概要 (令和4年4月1日以後に開始する事業年度)

中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加しているとき(下記算式参照)は、その事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額の15%相当額を法人税から控除することができます。ただし、控除額は法人税額の20%が限度となります(算式内の各用語につきましては、[TaxNewsNo.40](#)をご参考ください)。

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\% \Rightarrow \text{控除率 } 15\%$$

(2) 控除額の上乗せ

下図の①と②のいずれかの条件を満たす場合、上記(1)と合わせて控除対象雇用者給与等支給増加額の最大40%(15%+15%+10%)を法人税から控除することができます。

$$\textcircled{1} \frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\% \Rightarrow \text{控除率 } +15\%$$

$$\textcircled{2} \frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\% \Rightarrow \text{控除率 } +10\%$$

(3) 教育訓練費

- ① 法人がその国内雇用者の職務に必要な技術または知識を習得させ、または向上させるために支出する費用で以下のものをいいます。
 - (ア) 法人がその国内雇用者に対して研修などを自ら行う場合に、外部の講師や指導者へ支払う報酬や料金
 - (イ) 教育訓練のために使用する施設の賃借料やコンテンツの使用料
- ② 法人から委託を受けてその国内雇用者に対して教育訓練を行う場合の委託者に支払う費用
- ③ 法人がその国内雇用者をセミナーなどに参加させる場合の授業料や受講料等

2. 改正の内容

(1) 改正の概略

今回の改正では、上記1(2)②の要件が変更され、上乗せ要件に子育て支援や女性の活躍推進支援に積極的な法人に対する優遇が新設されました。この新設に伴い、法人税から控除することができる割合(控除率)が最大で45%に引き上げられます。そして従来、控除限度額を超えて控除することができませんでしたが、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り5年間の繰越が可能となりました。

内容	改正前		改正後	
上乗せ要件	教育訓練費の増加割合が10%	控除率 +10%	教育訓練費の増加割合が5%以上、かつ、教育訓練費が雇用者給与等の支給額の0.05%	控除率 +10%
	—	—	下記のいずれかの認定を取得 ・ プラチナくるみん認定 ・ くるみん認定 ・ プラチナえるぼし認定 ・ えるぼし認定	控除率 +5%
最大控除率	40%		45%	
超過額繰越	繰越不可		5年間繰越可能	

(2) 改正の適用

本改正は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。